平成２７年（フ）第１３２５号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目４番６－108号
債務者　添谷登美歩
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３４号
大阪府枚方市星丘４丁目11番19番
債務者　横峰　竜介
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里内　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１５号
大阪府大東市津の辺町21番７号、前住所大阪府守口市金田町１丁目13番５号
債務者　余﨑　光男
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４号
高知市農人町２番５号　クレスト20・502号
債務者　島﨑　　学
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０２号
群馬県前橋市下小出町３丁目７番地15
債務者　木村　義幸
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台２丁目１番地12（Ｅ－904）、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目35番地16
債務者　八嶋　香織
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
神戸市西区長畑町９番地の12　ヴィラドゥバンブーＢ－２号
債務者　二階堂幸多
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
神戸市西区長畑町９番地の12　ヴィラドゥバンブーＢ－２号
債務者　二階堂頼香
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２１７号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目139番地レオパレスＷｅ102号、従前の住所愛知県春日井市白山町３丁目11番地22
債務者　外山　章浩
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**眞**家　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７号
宮城県登米市東和町錦織字芝山24番地１
債務者　天野まゆみ
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第７２７号
大阪市東住吉区北田辺６丁目１番21号　ラ・ネージュ　301号
債務者　宮崎　佳子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１４号
大阪市都島区友渕町２丁目15番18―601号
債務者　伊藤　　優
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０３号
大阪市中央区島之内２丁目４番24―803号
債務者　木造　秀徳
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２１号
大阪市住吉区長居１丁目15番１―505号
債務者　山本　俊光
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４６号
大阪市東淀川区上新庄２丁目６番27号シャトー三木第３　401号
債務者　**片**山　直美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６１号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番30―810号
債務者　大下　拓司
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部